

第3回 SWG における意見

国土舘大学 吉開多一

自動運転車による事故の刑事責任については、第1回 SWG で意見を述べたとおりであるが、以下に補足する。

1 刑事免責について

刑事免責は多義的な概念であるが、消費者庁「事故調査機関の在り方に関する検討会取りまとめ」(2011年)¹で定義されているように、本来刑事的に有罪であるにもかかわらずその訴追を免じることにより刑事責任を追及しない制度だと理解すべきであって (16頁)、刑事的に有罪とは言い難いために刑事責任を追及できない場合とは区別して議論されるべきである。このように刑事的に有罪であることを前提にするのであれば、仮に刑事免責を認めるにしても、捜査によって有罪であるか否かを確認しなければならないから、メーカー等が捜査の対象になる負担は避けられない。捜査の対象からも完全に除外する制度設計は困難であるし、国民の理解も得られないと考える。

仮に刑事免責を認めるとすれば、比較的被害が大きくない事案になると思われる。現在でも自動車による過失運転致死傷罪では、「その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる」とされており(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条ただし書)、おおむね加療期間が2ないし3週間程度のものであれば「傷害が軽いとき」に当たる場合が多いと考えられている(大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第3版〕第11巻〕〔青林書院、2017年〕216頁)。自動運転車による事故でも同様に考えることは可能であろう。ただし、この場合でも、「情状により」とあるように、過失の内容や事案の悪質性を含めた諸般の事情を考慮する必要があるため、免責相当の事案か否かを確認するために捜査が行われるので、メーカーなどが対象になる負担は避けられない。

2 専門家の意見と刑事責任追及との関係について

注意義務違反の有無は、個々の事案ごとに法令等や証拠に基づいて判断される。自動運転車による事故のような事案では、捜査機関も自動運転技術等に関する専門的知識を有しているわけではないから、自動運転技術等に関する専門家(非法律家)の意見が証拠として重視され、捜査機関も専門家の意見を見無視して刑事訴追することは困難になると予想される。医療過誤や航空機事故等で刑事訴追をしたものの無罪になる例があったため、捜査機関が専門家の意見を見無視して訴追しているのではないかとの誤解を生じさせているかも

¹ <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11050105/www.caa.go.jp/safety/index5.html> (2024年2月23日アクセス)

しれないが、このようなケースのほとんどは専門家の意見が分かれています、裁判所が捜査機関側の専門家よりも、被告人側の専門家の意見が信用できると判断したものだといえる。

メーカー等が仮に捜査の対象になったとしても、ガイドライン等の水準に照らして注意義務違反があったとは言い難いとする説得的な専門家の意見が得られれば、捜査機関もこのような専門家の意見を踏まえて刑事訴追の可否や当否を判断することになると思われる。刑事免責を認める実益があるとすれば、そのような専門家の意見が得られないような事案ということになり得るが、こうした事案に刑事免責を認めることの意義は乏しいように思われる。

3 司法取引について

刑事訴追をする上で重要な証拠は客観的証拠といわれる物証であって、供述証拠（証言等）は客観的証拠を補うものと位置付けられることがある。これまでのところ、わが国の裁判所は司法取引で得られた供述の信用性を厳格に評価する傾向がみられることもあって、司法取引をする場合に望ましい協力的行為は、裏付けが不十分な供述をする行為よりも、供述の裏付けになる客観的証拠の提出行為だといえる。そのような客観的証拠を多数保持しているのは、社員よりも企業であるのが一般であるから、司法取引をするのであれば企業を相手にすることが有効な場合が多いといえる。しかし、現行法では業務上過失致死傷罪で企業の刑事責任を追及することはできない上、実際に企業と司法取引をして社員を刑事訴追した事案では、「トカゲのしっぽ切り」などといった批判があったところである。直ちに自動運転車による事故に司法取引を導入することは現実的ではない。

自動運転車による事故の調査機関を設ける場合、メーカー等には調査に協力する義務を課す必要がある。そうすれば司法取引をせずとも調査機関が客観的証拠や供述等を獲得することが可能になる。調査機関に供述することで将来刑事訴追されるおそれがあるとの懸念については、供述には伝聞法則が適用されるので、調査機関に供述したことが直ちに刑事裁判で証拠になるわけではない。刑事訴追をする上で重要な供述であれば、改めて捜査機関が取調べをして供述を録取するのが通常であり、調査に協力することとは別に刑事訴追に対する防御手段を講じることは可能と考えられる。

なお、事故の調査機関による調査結果は、専門家の意見と同様に証拠として重視されると考えられる。捜査機関は調査結果を必ず確認するし、調査結果も踏まえて刑事責任を認めることは困難だと判断されれば、刑事訴追も断念することになると考えられる。そのことは、調査の対象になるメーカー等が、自らの主張を調査結果に正しく反映させるために調査に真摯に協力することのインセンティブになり得る。